

## 第8節 交通の機能確保

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

### 第1 障害物の除去

各施設管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任を持って廃棄又は保管の措置をとる。

### 第2 各施設管理者における復旧

#### 1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じ広報する。

#### 2 道路施設（本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社）

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して、応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。  
自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じ広報する。

#### 3 港湾施設、漁港施設（大阪府）

- (1) 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。
- (2) 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。